

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算
処遇改善計画書(令和 5 年度)

1 基本情報<共通>

フリガナ	シャカイフクシホウジンキセイフクシカイ			
法人名	社会福祉法人紀成福祉会			
法人所在地	〒 646-1101	和歌山県田辺市鮎川1313		
フリガナ	ミヤハラ ユウコ			
書類作成担当者	宮原 祐子			
連絡先	電話番号	0739-49-0808	E-mail	miyaharakiseihukushikai@gmail.com

【本計画書で提出する加算】 ※取得予定の加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

☒ 介護職員処遇改善加算 (処遇改善加算)	☒ 介護職員等特定処遇改善加算 (特定加算)	☒ 介護職員等ベースアップ等支援加算 (ベースアップ等加算)
---	--	--

2 賃金改善計画について<共通>

- ・本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・本計画書2(2)、2(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- I 【処遇改善加算】介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- II 【特定加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- III 【ベースアップ等加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回
- IV 【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること

(1) 加算額を上回る賃金改善について(全体)

取得予定の加算の合計		
① 令和 5 年度の加算の見込額	85,101,840	円
② 賃金改善の見込額 (①の加算の見込額を上回ること)	85,307,541	円

(2) 加算額を上回る賃金改善について(内訳)

	要件 I		要件 II		要件 III	
	処遇改善加算	☒	特定加算	☒	ベースアップ等加算	☒
① 令和 5 年度の加算の見込額	56,242,920	円	17,933,640	円	10,925,280	円
② 賃金改善の見込額 (①の各加算の見込額を上回ること)	(a) 56,345,327	円	(b) 18,023,671	円	(c) 10,938,543	円

【記入上の注意】

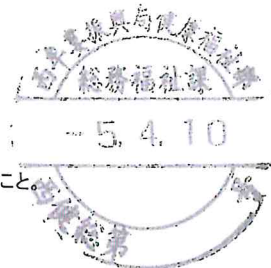
- ・(a)には、処遇改善加算の算定により実施される介護職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・(b)には、特定加算の算定により実施される介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・(c)には、本計画書5(1)に記入した介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額の合計が自動的に転記される。
- ・(a)～(c)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

(3) 加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

- ・上記に加えて、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✓)により誓約すること。

☒ 処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	☒ 要件IV
---	---------------------------------------

※「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(3)を参照すること。
ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることと算定要件を満たすこととする。



(1)賃金改善を行う賃金項目及び方法

(2) キャリアパス要件

- | | | | | |
|-----------------------------------|--|--|--|--|
| キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。 | | 加算Ⅰの場合は必ず「該当」 | | ☒ 該当 |
| イ | 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。 | | | |
| 具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。) | ☐ ① | 経験に応じて昇給する仕組み
※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。 | | |
| | ☒ ② | 資格等に応じて昇給する仕組み
※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 | | |
| | ☒ ③ | 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み
※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。 | | |
| ロ | イについて、全ての介護職員に周知している。 | | | |

※キャリアパス要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 介護職員等特定処遇改善加算の要件について

(1) 特定加算のグループごとの配分要件

- ・ 4(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「×」となる場合、加算取得の要件を満たしていない。
- V 経験・技能のある介護職員(A)の特定加算による平均賃金改善額が、他の介護職員(B)の平均賃金改善額より高いこと(A>B)
(ただし、介護職員間で経験・技能に明らかな差がない場合など、(A)を設定できない場合は、この限りではない。⇒4(2)に記入)
- VI 他の介護職員(B)の特定加算による平均賃金改善額が、その他の職種(C)の平均賃金改善額の2倍以上であること(B≥2C)
(ただし、(C)の平均賃金が(B)の平均賃金を上回らない場合は、この限りではない。⇒4(1)②(カ)に記入)
- VII 特定加算による賃金改善の対象とする(C)の職員の改善後の賃金が、年額440万円を上回らないこと
- VIII (A)の職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること

①特定加算による賃金改善の見込額(再掲)	18,023,671 円		
②特定加算による平均賃金改善額	経験・技能のある 介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)
(ア)特定加算による賃金改善を実施する範囲 ※加算の配分対象とするグループに必ずチェック(✓)すること	☒	☒	☒
(イ)一月当たりの常勤換算職員数(見込数)	52.0 人	61.4 人	41.7 人
(ウ)特定加算による賃金改善額のグループごとの配分比率 ※法人で設定する、特定加算による平均賃金改善額の比率	6.0 :	1.2 :	0.6
(エ)要件を満たす特定加算による平均賃金改善額(月額)	21,943 円	4,389 円	2,194 円
(オ)配分比率の要件を満たす賃金改善額の総額(年額)	(13,692,197 円)	(3,233,465 円)	(1,098,009 円)
(カ)BとCの平均賃金の見込額(月額) ※B≥2Cを満たさない場合のみ記入			
(キ)特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)のうち、改善後の賃金 が最も高額となる者の賃金の見込額(年額)		4,100,000 円	
(ク)経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改 善後の賃金が年額440万円以上となる者の数		4 人	
(ケ)本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事業所数(短期入所・予 防・総合事業での重複除く)		10 か所	
(コ)「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由	☒ 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 ☐ 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 ☐ 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化 することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 ☐ その他()		

※(カ)及び(キ)には、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善額を含む金額を記入し、(ク)の後半部分(改善後の賃金が440万円以上)も同様の方法でカウントすること。ただし、(ク)の前半部分(月額8万円以上の改善)については、特定加算による賃金改善額のみで判断すること。

(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善 実施期間	令和 5 年 6 月 ~ 令和 6 年 5 月 (12 か月)
経験・技能の ある介護職員 (A)の考え方	・次の①~③の要件を全て満たす介護職員 ①正職員若しくは嘱託職員 ②介護福祉士の資格を有する者 ③介護従事期間が10年以上の者(当法人だけでなく、他法人、医療機関等の勤務経験も含む)、若しくは役職者(課長・主任・リーダー・サブリー ダー)。役職者については、介護従事期間が10年に満たなくとも「経験・技能のある介護職員」と見なす。 (4(1)②で(A)にチェック(✓)がない場合その理由)
賃金改善を行 う給与の種類	☐ 基本給 ☒ 手当(新設) ☐ 手当(既存の増額) ☒ 賞与 ☐ その他 ()
具体的な取組 内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) ☐ 就業規則の見直し ☒ 賃金規程の見直し ☐ その他 () (賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。資格・手当等に含めて賃金改 善を行う場合、その旨を記載。 ・すべての職員をA・B・Cの3つのグループに分け、特定処遇改善手当を支給する。 A:「経験・技能のある介護職員」 役職者・介護従事期間・法人勤務年数の要件に基づき 月額 0~50,000円 B:「他の介護職員」 雇用形態・介護福祉士資格の有無・役職者等の要件に基づき 月額 0~5,000円 C:「その他の職種」 Cグループの手当支給総額をBグループの手当支給総額の2分の1未満とし、その額をグループ内で配分し支給 ※本加算は介護報酬の増減、各グループの職員の増減や雇用条件の変更、役職、介護福祉士資格取得等により増減する。手当支給後に余剰金がある 場合は、5月に特別賞与として支給する。法定福利費の増減も含む。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 1 年 10 月 (☒ 実施済 ☐ 予定)

(3)見える化要件について

・実施する周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページへの掲載	☐ 「介護サービス情報公表システム」への掲載
	☒ 自社のホームページに掲載
その他の方法による掲示等	☐ 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示
	☒ その他 (事業所内掲示板での掲示)

5 介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

(1)ベースアップ等加算の配分要件

・ 5(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。

Ⅹ 介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること

①ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(② i・ii の合計)		10,938,543 円	
②ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(内訳)			
介護職員	i) ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	7,735,188 円	(86.16) %
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額)(括弧内は月額)	6,664,800 円	
		(555,400 円)	
その他の職種の	ii) ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	3,203,355 円	(87.55) %
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額)(括弧内は月額)	2,804,400 円	
		(233,700 円)	

(2)賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間	令和 5 年 6 月 ~ 令和 6 年 5 月 (12 か月)	
賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等(必ず選択)	☐ 基本給 ☒ 決まって毎月支払われる手当(新設) ☐ 決まって毎月支払われる手当(既存の増額)
	上記以外(必ず選択)	☐ 手当(新設) ☐ 手当(既存の増額) ☒ 賞与 ☒ その他 ()
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)	
	☐ 就業規則の見直し ☒ 賃金規程の見直し ☐ その他 ()	
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。 ・ベースアップ等支援手当を正職員・嘱託職員等月給の介護職員及びその他の職種に月額5,000円を支給する。但し、欠勤等出勤率により支給しない場合がある。年次有給休暇及び特別休暇は出勤率に含める。時間給のパート介護職員及びその他の職種には、常勤換算率、出勤率に応じて月額0~3,000円を支給する。 ・ベースアップ等支援加算額及び職員数の変動により、当該手当の支給額が変更になる場合がある。ベースアップ等支援加算による収入が、当該手当の支給額を上回る場合は、5月に特別賞与として支給する。 ※法定福利費の事業主負担分も含む。	
※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。		
(上記取組の開始時期) 令和 4 年 12 月 (☒ 実施済 ☐ 予定)		

6 職場環境等要件について＜処遇改善加算・特定加算＞

【処遇改善加算】

- ・ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。(ただし、取組を選択するに当たっては、本計画書3(2)「キャリアパス要件」で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。)

【特定加算】

- ・ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

区分	内容
入職促進に向けた取組	☒ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	☒ 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	☒ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	☒ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	☒ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	☒ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	☐ エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	☒ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	☒ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	☒ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	☒ 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	☒ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	☒ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	☒ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	☒ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	☒ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	☒ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の削減
	☒ 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
	☒ 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	☒ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	☒ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	☒ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	☒ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	☒ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

7 要件を満たすことの確認・証明＜共通＞

- ・ 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
☒ 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
☒ 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
☒ 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
☒ キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。 (※処遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得する事業所がある場合のみ)	資質向上のための計画
☒ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
☒ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
☒ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 5 年 4 月 10 日

法人名 社会福祉法人紀成福祉会

代表者 職名 理事長

氏名 竹中 伸

別紙様式2-2 介護職員処遇改善加算(施設・事業所別個表)

法人名	社会福祉法人紀成福祉会
-----	-------------

処遇改善加算額(見込額)の合計[円](別紙様式2-1 2(2)①に転記)	56,242,920
--------------------------------------	------------

介護保険事業所番号	指定権者名	市区町村		事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬総単位数[単位](a)	1単位あたりの単価[円](b)	処遇改善加算		算定対象月 (d)	処遇改善加算の算込額[円] (a×b×c×d)
		都道府県	市区町村					算定する 新規・継続 給付の別	加算率 (c)		
1	和歌山県	和歌山県	田辺市	特別養護老人ホーム鮎川園	介護老人福祉施設	1,290,698	10,000	継続	加算Ⅰ	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	12,855,360
2	和歌山県	和歌山県	田辺市	鮎川園指定短期入所生活介護事業所	(介護予防)短期入所生活介護	485,955	10,000	継続	加算Ⅰ	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	4,840,080
3	和歌山県	和歌山県	田辺市	特別養護老人ホーム龍トピア	介護老人福祉施設	1,292,388	10,000	継続	加算Ⅰ	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	12,872,160
4	和歌山県	和歌山県	田辺市	龍トピア指定短期入所生活介護事業所	(介護予防)短期入所生活介護	410,962	10,000	継続	加算Ⅰ	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	4,093,200
5	田辺市	和歌山県	田辺市	デイサービスセンター龍トピア	地域密着型通所介護	70,799	10,000	継続	加算Ⅰ	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	501,240
6	田辺市	和歌山県	田辺市	デイサービスセンター龍トピア	通所型サービス(総合事業)	25,464	10,000	継続	加算Ⅰ	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	180,240
7	和歌山県	和歌山県	日高川町	特別養護老人ホーム美山の里	介護老人福祉施設	1,358,366	10,000	継続	加算Ⅰ	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	13,509,360
8	和歌山県	和歌山県	日高川町	美山の里指定短期入所生活介護事業所	(介護予防)短期入所生活介護	132,522	10,000	継続	加算Ⅰ	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	1,319,880
9	和歌山市	和歌山県	日高川町	グループホームサニーワン	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	25,793	10,000	継続	加算Ⅰ	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	343,560
10	田辺市	和歌山県	日高川町	グループホームサニーワン	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	58,761	10,000	継続	加算Ⅰ	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	782,640
11	日高川町	和歌山県	日高川町	グループホームサニーワン	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	345,907	10,000	継続	加算Ⅰ	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	4,607,520
12	有田川町	和歌山県	日高川町	グループホームサニーワン	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	25,351	10,000	継続	加算Ⅰ	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	337,680
13	日高町	和歌山県	日高川町	グループホームサニーワン	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	0	10,000	継続	加算Ⅰ	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	0
14	由良町	和歌山県	日高川町	グループホームサニーワン	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	0	10,000	継続	加算Ⅰ	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	0
15										令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	
16										令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	
17										令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	
18										令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	
19										令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	
20										令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	

別紙様式2-3 介護職員等特定処遇改善加算(施設・事業所別個表)

法人名 社会福祉法人紀成福祉会		特定加算(見込額)の合計[円](別紙様式2-1 2(2)①に転記)		17,933,640																																																																																																																																																																																																																																																																																					
介護保険事業所番号	指定機関名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 算出単位数 [円](a)	1単位 あたりの 算出単位数 [円](b)	新規・ 継続 の別	算定する特定 加算の区分	加算 率 (e)	介護福祉士配置等要件	算定対象月 (f)	特定加算の見 込額[円] (a×b×e×f)																																																																																																																																																																																																																																																																												
		都道府県	市区町村											1	和歌山県	和歌山県	田辺市	特別養護老人ホーム睦川園 事業所	介護老人福祉施設 (介護予防)短期入所生活介護	1,290,698	10.00	継続	特定加算Ⅰ	2.7%	日常生活継続支援加算(Ⅰ)又は (Ⅱ)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	4,181,880	2	和歌山県	和歌山県	田辺市	睦川園指定短期入所生活介護 事業所	(介護予防)短期入所生活介護	485,955	10.00	継続	特定加算Ⅰ	2.7%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,574,520	3	和歌山県	和歌山県	田辺市	特別養護老人ホーム龍トピア 事業所	介護老人福祉施設 (介護予防)短期入所生活介護	1,292,388	10.00	継続	特定加算Ⅰ	2.7%	日常生活継続支援加算(Ⅰ)又は (Ⅱ)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	4,187,280	4	和歌山県	和歌山県	田辺市	龍トピア指定短期入所生活介護 事業所	(介護予防)短期入所生活介護	410,962	10.00	継続	特定加算Ⅰ	2.7%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,331,520	5	田辺市	和歌山県	田辺市	デイサービスセンター龍トピア	地域密着型通所介護	70,799	10.00	継続	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	102,000	6	田辺市	和歌山県	田辺市	デイサービスセンター龍トピア	通所型サービス(総合事業)	25,464	10.00	継続	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	36,720	7	和歌山県	和歌山県	日高川町	特別養護老人ホーム養山の里 事業所	介護老人福祉施設	1,356,366	10.00	継続	特定加算Ⅰ	2.7%	日常生活継続支援加算(Ⅰ)又は (Ⅱ)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	4,394,640	8	和歌山県	和歌山県	日高川町	養山の里指定短期入所生活介護 事業所	(介護予防)認知症対応型共同生活 介護	132,522	10.00	継続	特定加算Ⅰ	2.7%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	429,360	9	和歌山市	和歌山県	日高川町	グループホームサニーワン	(介護予防)認知症対応型共同生活 介護	25,793	10.00	継続	特定加算Ⅰ	3.1%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	96,000	10	田辺市	和歌山県	日高川町	グループホームサニーワン	(介護予防)認知症対応型共同生活 介護	58,761	10.00	継続	特定加算Ⅰ	3.1%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	218,640	11	日高川町	和歌山県	日高川町	グループホームサニーワン	(介護予防)認知症対応型共同生活 介護	345,907	10.00	継続	特定加算Ⅰ	3.1%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,286,760	12	有田川町	和歌山県	日高川町	グループホームサニーワン	(介護予防)認知症対応型共同生活 介護	25,351	10.00	継続	特定加算Ⅰ	3.1%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	94,320	13	日高町	和歌山県	日高川町	グループホームサニーワン	(介護予防)認知症対応型共同生活 介護	0	10.00	継続	特定加算Ⅰ	3.1%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	0	14	由良町	和歌山県	日高川町	グループホームサニーワン	(介護予防)認知症対応型共同生活 介護	0	10.00	継続	特定加算Ⅰ	3.1%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	0	15											令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)			16											令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)			17											令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)			18											令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)			19											令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)			20	
1	和歌山県	和歌山県	田辺市	特別養護老人ホーム睦川園 事業所	介護老人福祉施設 (介護予防)短期入所生活介護	1,290,698	10.00	継続	特定加算Ⅰ	2.7%	日常生活継続支援加算(Ⅰ)又は (Ⅱ)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	4,181,880																																																																																																																																																																																																																																																																												
2	和歌山県	和歌山県	田辺市	睦川園指定短期入所生活介護 事業所	(介護予防)短期入所生活介護	485,955	10.00	継続	特定加算Ⅰ	2.7%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,574,520																																																																																																																																																																																																																																																																												
3	和歌山県	和歌山県	田辺市	特別養護老人ホーム龍トピア 事業所	介護老人福祉施設 (介護予防)短期入所生活介護	1,292,388	10.00	継続	特定加算Ⅰ	2.7%	日常生活継続支援加算(Ⅰ)又は (Ⅱ)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	4,187,280																																																																																																																																																																																																																																																																												
4	和歌山県	和歌山県	田辺市	龍トピア指定短期入所生活介護 事業所	(介護予防)短期入所生活介護	410,962	10.00	継続	特定加算Ⅰ	2.7%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,331,520																																																																																																																																																																																																																																																																												
5	田辺市	和歌山県	田辺市	デイサービスセンター龍トピア	地域密着型通所介護	70,799	10.00	継続	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	102,000																																																																																																																																																																																																																																																																												
6	田辺市	和歌山県	田辺市	デイサービスセンター龍トピア	通所型サービス(総合事業)	25,464	10.00	継続	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	36,720																																																																																																																																																																																																																																																																												
7	和歌山県	和歌山県	日高川町	特別養護老人ホーム養山の里 事業所	介護老人福祉施設	1,356,366	10.00	継続	特定加算Ⅰ	2.7%	日常生活継続支援加算(Ⅰ)又は (Ⅱ)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	4,394,640																																																																																																																																																																																																																																																																												
8	和歌山県	和歌山県	日高川町	養山の里指定短期入所生活介護 事業所	(介護予防)認知症対応型共同生活 介護	132,522	10.00	継続	特定加算Ⅰ	2.7%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	429,360																																																																																																																																																																																																																																																																												
9	和歌山市	和歌山県	日高川町	グループホームサニーワン	(介護予防)認知症対応型共同生活 介護	25,793	10.00	継続	特定加算Ⅰ	3.1%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	96,000																																																																																																																																																																																																																																																																												
10	田辺市	和歌山県	日高川町	グループホームサニーワン	(介護予防)認知症対応型共同生活 介護	58,761	10.00	継続	特定加算Ⅰ	3.1%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	218,640																																																																																																																																																																																																																																																																												
11	日高川町	和歌山県	日高川町	グループホームサニーワン	(介護予防)認知症対応型共同生活 介護	345,907	10.00	継続	特定加算Ⅰ	3.1%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,286,760																																																																																																																																																																																																																																																																												
12	有田川町	和歌山県	日高川町	グループホームサニーワン	(介護予防)認知症対応型共同生活 介護	25,351	10.00	継続	特定加算Ⅰ	3.1%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	94,320																																																																																																																																																																																																																																																																												
13	日高町	和歌山県	日高川町	グループホームサニーワン	(介護予防)認知症対応型共同生活 介護	0	10.00	継続	特定加算Ⅰ	3.1%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	0																																																																																																																																																																																																																																																																												
14	由良町	和歌山県	日高川町	グループホームサニーワン	(介護予防)認知症対応型共同生活 介護	0	10.00	継続	特定加算Ⅰ	3.1%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	0																																																																																																																																																																																																																																																																												
15											令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)																																																																																																																																																																																																																																																																														
16											令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)																																																																																																																																																																																																																																																																														
17											令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)																																																																																																																																																																																																																																																																														
18											令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)																																																																																																																																																																																																																																																																														
19											令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)																																																																																																																																																																																																																																																																														
20											令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)																																																																																																																																																																																																																																																																														

別紙様式2-4 介護職員等ベースアップ等支援加算(施設・事業所別個表)

法人名		社会福祉法人紀成福祉会	
ベースアップ等加算(見込額)の合計[円](別紙様式2-1 2(2)①に転記)		10,925,280,000	

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 総単位数 [単位] (a)	1単位あ たりの単 価[円] (b)	新規・ 継続 の別	加 算 率 (i)	算定対象月 (m)	介護職員等ベ ースアップ等支援 加算の見込額 (a×b×i×m) [円]
		都道府県	市区町村								
1	3072400207	和歌山県	田辺市	和歌山県	特別養護老人ホーム鮫川園	介護老人福祉施設	1,290,698		1.6%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	2,478,120
2	3072400256	和歌山県	田辺市	和歌山県	鮫川園指定短期入所生活介護 事業所	(介護予防)短期入所生活介護	485,955		1.6%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	933,000
3	3072100369	和歌山県	田辺市	和歌山県	特別養護老人ホーム龍トピア	介護老人福祉施設	1,292,388		1.6%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	2,481,360
4	3072100377	和歌山県	田辺市	和歌山県	龍トピア指定短期入所生活介護 事業所	(介護予防)短期入所生活介護	410,962		1.6%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	789,000
5	3072100385	和歌山県	田辺市	和歌山県	デイサービスセンター龍トピア	地域密着型通所介護	70,799		1.1%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	93,480
6	3072100385	和歌山県	田辺市	和歌山県	デイサービスセンター龍トピア	通所型サービス(総合事業)	25,464		1.1%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	33,600
7	3072100773	和歌山県	日高川町	和歌山県	特別養護老人ホーム美山の里 事業所	介護老人福祉施設	1,356,366		1.6%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	2,604,240
8	3072100542	和歌山県	日高川町	和歌山県	美山の里指定短期入所生活介 護事業所	(介護予防)短期入所生活介護	132,522		1.6%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	254,400
9	3072100559	和歌山市	日高川町	和歌山県	グループホームサニークン	(介護予防)認知症対応型共同生活 介護	25,793		2.3%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	71,160
10	3072100559	和歌山市	日高川町	和歌山県	グループホームサニークン	(介護予防)認知症対応型共同生活 介護	58,761		2.3%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	162,240
11	3072100559	和歌山市	日高川町	和歌山県	グループホームサニークン	(介護予防)認知症対応型共同生活 介護	345,907		2.3%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	954,720
12	3072100559	有田川町	日高川町	和歌山県	グループホームサニークン	(介護予防)認知症対応型共同生活 介護	25,351		2.3%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	69,960
13	3072100559	日高町	日高川町	和歌山県	グループホームサニークン	(介護予防)認知症対応型共同生活 介護	0		2.3%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	0
14	3072100559	由良町	日高川町	和歌山県	グループホームサニークン	(介護予防)認知症対応型共同生活 介護	0		2.3%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	0
15										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
16										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
17										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
18										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
19										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
20										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	